

西漢時代の社會經濟制度について

L. I. Dooman

杉村壯三 譯

一九五七年八月・九月の交、西ドイツのミュンヘン市において、國際オリエンタリスト會議がひらかれた。その席上、(第十二部會、東アジアの部) ソヴィエト科學アカデミーの L. I. Dooman 教授が参加者にくばつたレポートが、この會議に参加された田村實造教授によつてもたらされた。Dooman については歴史學研究一五〇號に岡本三郎氏がかれの見解を紹介しているが、(岡本三郎、中國における古代の成立と崩壞についての一考察) それによると、中國古代社會は後漢末にくずれ、三國時代から西晋へと封建的諸關係が一層の發展をとげる。とくに、漢代については封建的諸關係の發展をみることはできるけれども、奴隸所有は依然として顯著な役割を演じていたといふのであつた。ところが、今回もたらされたレポートによると、西漢時代は奴隸制の殘滓はみとめられるが、封建的諸關係が支配的な時代であつたと結論づけられている。

このようにかれの見解に變化がみられるにいたつたのは、中國における古代史研究の成果が大きく影響しているものと推察されるが、わが國ではこれまで、ソヴィエトにおける中國古代史研究は比較のおおくとみられており、あまり注目されていなかつたよう

である。たまたま、今回もたらされたレポートでは具體的史料にもとづいた、比較的詳細な論證をみることができ。中國古代史の理解については、史料的な制約や、理論的な把握の仕方等について、多くの困難な問題がある現在、Dooman 氏のこのレポートを紹介することがこの點においてなんらかの参考となり、あわせてソ連邦の中國史研究の現状を知る上でも役立つのではないかとおもふ。以下はその全譯である。

(一) 中國における西漢時代の社會經濟制度の特質という問題は、これまで中國の科學的定期刊行物等でくりかえし論じられてきているが、今日においてもなお解決をもとめられているままに残つている。西ヨーロッパの文献等のなかでは、この問題は特別討論の題目にならなかつたが、それでも資料の豊富ないくつかの貴重な勞作——たとえば E. Eise や H. H. Dobb 等——のなかにあつかわれている。中國とソヴィエトの研究者の間ではこの問題に關して二つの觀點がある。その若干の人たちによれば、奴隸制は西漢時代(前二〇六—後二四)にはまだ存在しており、むしろ頂點にさえたつしていた。

そしてそれは三世紀の後漢王朝の崩壊後に封建制度にとつてかわられたとされている。

筆者は、西漢王朝がさかんな時代に封建制度は中國で完全に確立していたということを主張するものである。しかし、當時なお奴隸所有制的社會經濟制度の殘滓も、いちじるしかつた。

中國のかんりの歴史家は、西漢時代を封建社會と考えており、中國における封建制度の起源は、もつとはやい時代にあるという見解をもつている。

西漢時代の社會體制の分析をするのに、筆者はソウィエトおよび中國の多くの歴史家たちとはことなつて、奴隸制の問題におもな注意をむけるのではなく、土地諸關係の問題を強調しながら、全體として生産諸關係の分析をおこなうものである。その理由は、農業がこの時期における中國の社會的生産の基礎をなしていたとかがえるからである。すなわち、農民は基本的な被搾取階級であつたし、(もつとも、農民だけではないが)地方における生産諸關係は、全體として社會的諸關係を決定する要素であつたのである。

(二) 私は、西漢時代における土地制度は、奴隸労働の上に基礎づけられていたのではなく、法的には自由でも、封建的な隷屬の地位におかれた農民の搾取の上に基礎づけられていたものとかんがえる。この結論は、土地諸關係と土地所有および經營の諸形態から導きだされるであらう。

中國では、すでに紀元前三世紀頃に、土地所有ならびに保有の一般的な形態が確立されており、その後二千年以上もの間つづいたのである。西漢時代の立法は、土地所有に二つの基本的形態が存在したことをしめしている。「人民の耕地」(民田)、すなわち土地私有と

「國有地」(公田)すなわち土地國有とである。西漢時代にもちいられている「公田」(國有地)なる語は、後世の資料の中に見出されて同じく「國家に所有された耕地」あるいは「國有地」を意味する。「官田」の語に相當する。

西漢時代には、國家ならびに私的土所有の並存のほかに、封建貴族の條件付土地所有の發展も存在した。土地の最高の所有者であつた漢王朝の支配者たちは、かれらの一族やその他の貴族の代表者たちに國有地をわけあたえた。中國の偉大な歴史家司馬遷(前二一世紀)によつて報告されたように、西漢王朝が勢力をえたとき、百人以上の者が貴族の稱號と土地をあたえられた。⁽¹⁾

身分に應じて配分された土地の面積は、その勲功の度合や貴族の地位によつてさだめられた。財産は土地の面積によつてではなく、土地に結びつけられ、土地とともに引き渡された隷農の數で評價されていた。

西漢の初期には、貴族によつて所有された土地は比較的すくなかつた。文献資料がしめすように、最有力な貴族「侯」でも一萬戸以下であり、「小侯」は五百ないし六百戸を所有するにすぎなかつた。

その後、第一級の土地所有者は農民の戸數を増加して、四万戸ぐらゐまで所有し、第二級のもはその財産を倍加した。⁽²⁾

「諸王」(王子たち)の領土はかなり大きく、中には五・六國といくつかの都市をふくんでいるものもあつた。「諸王」はみずからの官吏を任命していたし、またみずからの軍隊ももつていて、ほとんど中央政府から獨立していた。しかし、前一五四年に數人の「諸王」によつて指導された叛亂が鎮壓されたのちは、かれらの勢力と影響力はいちじるしく弱まつた。

武帝(前一四〇〜八七)の治下において、「諸王」や「諸侯」の地位はさらに弱められた。かれらの領地の大部分は、前一二七年の長子相續権の廢止で沒收された。このりものものに對しては前一〇六年武帝によつて、地方行政を統御するために監察官(部刺史)が任命された。⁽⁹⁾ これら貴族の代表者たちは、大土地の所有者としてとどまつたが、しかし、かなり大幅の政治的獨立性をうしなわねばならなかつた。西漢末の平帝(一〜五年)の治下においては、二四一の「諸侯」の國が現存していた。⁽⁴⁾

貴族とともに高級官僚の代表者たちもまたかれらの奉仕と勲功をみとめられて爵位と土地とをあたえられた。しかし、他の官吏たちは、もつぱら物すなわち穀物で支拂われていた。爵位をうけた貴族に、封土としての土地と共にあたえられた農民たちは、税のかたちで小作料を支拂つた。前一九五五年高祖によつて發せられた法令は、次のようにいつている。「すべての列侯は税徴取のために、みずからの官吏を任命する。」⁽⁵⁾ 司馬遷の著作において、われわれはさらに詳細な報告を見出す。すなわち、「爵位と土地をうけた者は、毎年各戸から二百(錢)をうけとつた。宮廷に伺候するとき、かれらは(かれらが徴取していたものから)貢物をもつていつた。」⁽⁶⁾ この短かい文章から次のように結論づけることができる。すなわち、爵位をうけた土地所有者は、その身分にしたがつてあたえられた土地においては、かれらの莊園をもたなかつたということである。この土地は奴隸によつてではなく、(土地)にしばられた農民によつて耕作された。かれらは自分の小さな土地をもつていたし、すくなくとも一戸當り二百錢の貨幣地代を支拂つた。土地をもつ貴族たちは、税を徴収したばかりでなく、また勝手に税の額をさだめて農民に負擔さ

せもした。

「詐陽侯仁は税と徭役を許可なしに増加したため一身分降等された。」⁽⁷⁾ おなじ資料のなかにこのような多くの事實があつた。このことから次のように結論づけることができる。すなわち、貴族の領土における高壓的な無慈悲な搾取の實施はたえがたいものであつたので、中央權力の干渉さえも惹起したのであつた。

(三) 各級の爵位をうけた貴族の條件付土地所有とは別に、かなり廣大な國有地(公田)が天子の直轄下にあつた。それらの土地の大部分は、土地からの収入を國へ支拂つている農民―かれらは國有地の保有者とみなされていた―によつて耕作されていた。軍事的農業植民地(屯田)が國境地帯において國有地の一部に設置され、判決をうけた罪人や流民や内地からでてゆく植民者によつて植民された。これらのものは國境警備兵として、かれらの軍事的義務を遂行し、同時に課税に關して若干の特權を享受しながら、この土地を耕作したのである。屯田にいた人々のうち、國有地で生活している農民たちは、かれら自身の小さな農場をもつていた。國有地においては様々の形態の農民經營があつた。

税は穀物ないし布によつて徴取され、強制労働もまた要求された。税の金納は、貨幣と商品諸關係の發展を證明する事實として非常な重要性をもつていた。西漢の立法によれば、小作料の額は收穫の1/15であつたと想像されるが、しばしば地方の状況に應じて變化し、收穫の1/30にまでへらされた。しかし實際には田租およびその他の税がさらに重かつた。たとえば、前一九六年の法令は、さだめられた額以上の税が徴取されたということを明示している。役人は中央の直轄地において、布告された以上を徴取しているし、「諸侯」はか

これらの土地においてさらに多くのものを徴収して人民を苦しめた。⁽⁹⁾ 同様の事情は中央政府がしばしば税の引下げをこころみたにもかかわらず、その後もつづいた。たとえば、前二世紀に武帝は、次のような許可をあたえなければならなかった。

「内史(首都地方を擔當している役人)の支配下にある米田は、他の地方において課せられている田租とはことなつて、重い田租を課せられる。」⁽¹⁰⁾

農民は、田租のうえにさらに貴族階級以外のものと同様、さまざまな種類の現金税を支拂つた。それらのうちでもつとも重要なものは、前二〇三年にはじめられた税「算賦」であつた。これは十五歳から六十歳までの各人によつて支拂われた。高祖の統治下においてはそれは一人當り百二十錢の額であり、商人と奴隸は倍額を支拂つた。(あきらかに、奴隸から徴収される税は、その所有者によつて支拂われた。)その「算賦」の額は國內における經濟的的政治的狀況に應じて變化した。たとえば、前五二年には三十錢に引下げられたし、前三一年には四十錢であつた。⁽¹¹⁾

未成年者にたいしてはまた「人頭税」いわゆる「口賦」あるいは「口錢」が存在した。それは七歳から十四歳までの子供に課せられて二十錢の額であつた。武帝の治下では口賦は三歳の子供にたいしても課せられ、額は二十三錢であつた。また軍役にしがうかわりに支拂われる「更賦」という税もあつた。それは三百錢で、勤務をのぞまない、あるいはそれができない人から徴収された。

國有地あるいは王領における農奴の搾取は上にのべられた賦課の徴収のみにかぎられなかつた。農民にたいして非常に苛酷なものは軍役と賦役であつた。前四世紀の中頃、秦朝の支配下で商鞅によ

つてはじめられた制度は、なお西漢時代にも存在していた。すなわち、期間一ヶ月の、郡縣における「更卒」と大都市における「正卒」である。西漢の初期においては、賦役は二十三歳から五十六歳までのすべての農民に課せられた。しかも、前一一五年には年齢の制限が二十歳まで引下げられた。⁽¹²⁾ もつとも苛酷なものは、國境における軍役であつた。農民たちは、しばしば収穫期にあつたつて、勤務のためにも他所へ召集された。これはかれら自身の農業に悪影響をあたえた。かれらの賦役は、都市の建設、運河の開鑿、堤防の修築などの公共事業にもちいられた。たとえば、前一九二年に十四萬六千人の男女が長安の町を建設するのに三十日間働いた。そして一年後には十四萬五千人がそこへ送られた。⁽¹³⁾

武帝のもとで灌漑組織を修復あるいは擴大するという大規模な事業がなされたときもまた、奴隸労働ではなく農民労働がもちいられた。これらの賦役農民は「税」という言葉の一部としてもちいられた「卒」という言葉で明示された(更卒と正卒)。農民の強制労働は、またときどき氾濫をふせぐためにもちいられた。前一三二年には黄河の洪水をふせぐために十萬卒(賦役農民)がおくられた。司馬遷は史記の河渠書においてくりかえし「卒」による運河の開鑿をのべている。三つの場合に、かれは數千人の参加をのべており、また一つの場合には、一萬人以上の参加をのべている。⁽¹⁴⁾

農民の賦役は、ひろくさまざまな公共事業にもちいられた。西漢時代全般を通じてこのようであつた。この賦役はしばしば軍役のかわりをした。たとえば、漢書は前二八年と二六年に「卒」が黄河の堤防修築の仕事に参加したが、これはかれらが六ヶ月間軍役に服したものとみなされたとのべている。⁽¹⁵⁾

四 中國においてはヨーロッパの自由地フリーステットの型の私的土地所有は西漢時代以前に發生した。それは前四世紀以來存在しており、商鞅によつてははじめられた諸改革以後、その時代のすべての國々の歴史のなかにあつづけられるであらう。しかし、私的な、自由に讓渡しうる土地の増大は、不可避的に大土地所有の確立へと導いた。

エンゲルスはかれの著作「フランク時代」の中で「自由地フリーステットが發生したその瞬間から、土地が自由に讓渡せられるようになったその時から、土地が商品に變じたその時から大土地所有の確立は、たんに時間の問題にすぎなくなつた。」と指摘している。私的土地所有の發展は奴隸制時代を通じて存在していた村落共同體の崩壊と密接に係つていたとかがえられる。自由な土地所有者たちの一部は、没落して土地をうばわれ、小作人になつた。

この結論は儒學者董仲舒（前二世紀）の證言によつて支持される。かれは次のような言葉で、前四世紀における秦の諸改革の情況を語つている。

「秦は……商鞅の法をもちいて（古代の）帝王の制を改めた。かれらは井田を廢止して人民は（土地を）賣買することを許された。富者の田地はひろく擴がつて相通り、貧者は立錐の地をもたなかつた。……下層民は苦惱なしにどうして生きえただろうか？」

「かれらのあるものは勢力家の田地を耕作し5/10（すなわち收穫の五〇%）の額に達する小作料を支拂つた。それゆえ、貧しい民衆はつねにぼろをまとい（文字通りにいへば「動物の皮をきていた」）犬やぶたのえさをたべていた。」²²¹

西漢時代においては、私的土地所有はさらに一層發展した。農民の所有していた小土地は、大・中土地所有者の土地とは區別される

べきである。

この時代においては、私有地、すなわち自由に賣買される土地の形成にはさまざまな過程があつた。第一に、秦朝（前二二一〜二〇六）の時代に起源をもつ豪民の私的土地所有がなお存在した。第二に、私有地があらたに獲得された領地として成長しており、また、最近に耕作された處女地が付加された。第三に、大土地所有の發展にたいする主要な原因は、小農民の没落とかれらの土地の拘束されない賣却であつた。これが大土地所有者の手中へ土地を集中させた。

西漢時代における土地の自由賣買は、金持とくに大商人にかれらの土地を擴大させる可能性をあたえた。土地は商人たちによつてのみ購入されたのではなく、鹽鐵業者や「侯」の身分にまでなつた高級官吏の代表者たちによつてさえも購入された。たとえば、高祖の丞相蕭何は數千の没落した小土地所有者の土地や家を非常にやすく買つた。²²²二人の皇帝、元帝（前四八〜三二）と成帝（前三二〜七）にかえた重臣張禹は「多くの土地を買いしめ四百頃を所有した。」²²³前二世紀の政治家晁錯は災害や増税に際して「……負債を拂うために土地や家や子や孫を賣る人民があつた」ということを指摘している。²²⁴晁錯もまた商人の手中に土地が集中することについて書いている。²²⁵商人は高級官吏と同様にあきらかに大土地所有者であつた。前二世紀の中頃まで、商人による土地の獲得について制限はもうけられなかつた。武帝のもとで商人たちは大打撃をうけた。所得の大きさをかくしていた商人の多くは、その財産（土地をふくんで）を沒收された。しかし、このことは商人たちの土地所有を完全にのぞいたものではなかつた。それは前二世紀の終りからはじまる政治家の報告や天子の諸法令によつて確認されている事實である。

完全な、譲渡しうる土地の私有は、さらに一層發展しつづけた。このことは、土地所有を三十頃に制限しようとした哀帝(前六一—二)のくわだて—それは失敗に終つたが—や、全土を皇帝の所有である⁹⁴と宣言し、土地賣買を禁止することを内容とする王莽(九—二三)の空想的な改革の失敗によつて證明される。この改革ははじめられて三年後(二二年)に廢止されるが、それは私的⁹⁵土地所有の永續性と鞏固さ、ならびに當時の社會關係における非常に重要な役割をしめすもう一つの證據であつた。

大・中土地所有者の私有であつた土地は、大部分小作人によつて耕作されたが、ときには雇傭農民や臨時の労働者によつて耕作された。われわれが使用している諸資料は、奴隸労働がそれらの土地にもちいられたということを直接しめしていないが、土地の賃貸がひろく普及していたことについては多くの證據がある。董仲舒の言葉は上述のことをいつている。前二世紀の官吏齊成は、かれの土地を數千の小作農に分配したが、その面積は千頃以上になつている。王莽の法令もまた、分割小作の普及していたことを證據だててい⁹⁶すなわち、

「實力ある者は田地を占有してわかち、(小作人の條件で貸しだし)力づくで(小作料を)徴収している。おもてむきは(小作料ないし收穫のわけまえ)は收穫の1/30であつたが、實際は5/10になつた。」⁹⁷

上述の引用ならびに事實はことなつた資料からあつめたものであるが、小作農民はすくなくともかれらの收穫の半分を地主に支拂つていたということをしめしている。

この時代における農民たちは法的には自由であつたけれども、現實にはかれらは、とくに私有地の小作人たちは、たんに經濟的にだ

けでなく、政治的にも地主に從屬していた。中國の諸資料は、暴力による土地の占有や、「豪族」や富商による土地の「兼併」や、力づくによる餘剩生産物の収奪や、村々においておかしなかれらの不法行爲についてかたつてい⁹⁸る。

(四) 以上の論證からわれわれはつぎのような結論を引出しうる。すなわち、農民の一部はかれらの完全な私有であり、賣る權利があつた土地をもつていた。農民によつて用益あるいは耕作された若干の土地は、國家または天子の所有か、もしくは爵位をあたえられた貴族階級に條件付で屬していた。残りの農民たちは、土地をほとんどか、あるいは全くもたなかつたようにみえだし、大中土地所有者から土地を賃借りしなければならなかつた。

農民たちが耕作している國有地は個人的な所有にかわりえたことはうたがいない。このことはあたらしく住みつかせた國有地や、農民たちによつて耕作された、以前の荒蕪地にしばしばおこつた。前一世紀の政治家貢禹はつぎのように書いてい⁹⁹る。「……貧民はかれらに下賜された田地を商業をはじめめるためにやすく(價格賣る)ここにのべられてい¹⁰⁰るのは、あきらかに農民たちに、かれらの移住地や處女地の開拓に關連してあたえられた國有地のことである。もし、それらの土地が賣られうるならば、それらの土地は國有地の範疇から農民の私有地の範疇に移つていつたということの意味する。しかしながら、問題になつてい¹⁰¹るこの時代には、土地所有の發展における支配的な傾向は、農民の土地所有を排除することと大土地所有者による農民の私有地の吸収ということであつた。かれらは土地の買占めや暴力による土地の強奪によつて、それをおこなつた。こ¹⁰²うして小農民土地所有者は小作人に轉化していつた。

西漢時代における農民經營はさまざまな形態をとつた。すなわち、物納地代、勞働地代(おもに公共事業の形における)や一部の金納地代(金納地代は現物地代の變形で、通常封建制の崩壞期にあらわれるものであるが)が存在した。史料を研究したところでは、西漢時代における中國の土地制度は奴隸勞働の上に基礎をおいたものではなく、奴隸勞働はたんに二義的な重要性しかもつていないということを決定的にしめしている。

(内) 奴隸制が西漢時代にまだ存在していたという理論に同調する人たちは、通常かれらの立場を多數の奴隸と廣範にもちいられた奴隸勞働とによつて證明しようところをみている。しかし、もしわれわれがこれがある證據としてうけいれるならば、中國における奴隸制はすくなくとも一七世紀まで維持されたことをもまたみとめなければならぬであろう。このころまでこの國には多くの奴隸が存在したのであるから。

奴隸の数が多かつたということそれ自身は、かれらが社會的生產に演ずる役割を決定しない。同時にこの問題は抽象的に人口の總數を勘定にいれないで吟味されるべきでもない。實際、西漢社會における奴隸勞働は、相對的には重要性が非常になかつた。中國における奴隸の役割にかんする注意すべき事實が、翦伯贊によつて書かれたうたがう餘地のないほど明白な論文のなかにみいだされる。

一世紀のはじめに中國の人口は五、九六〇萬あつた。そのときの奴隸の正確な數をさだめることは困難であるが、あきらかに一〇萬人以上の國有奴隸が存在した。かれらは社會的生產においては、いかなる重要な役割も演ずることができなかつた。ことにかれらの多くはいかなる生産的な活動にも從事させられなかつた。かくて上述

の貢禹は一〇萬人以上の男女の官奴婢が生産的でない活動、貴族をたのしませることに從事させられ、そして老大な額の貨幣が、かれらの維持費のために課税された自由民を犠牲にして年々ついやされたということを言明している。もしこの時代に奴隸が自由民の犠牲によつて生活しており、その反対でなかつたとすれば、奴隸制についてどんな問題がありえたであろうか。

私有奴隸について「漢書」の報告は二百年以上もの期間についてのべているので、一定の時期におけるかれらの數を正確に確定することは困難である。とにかく、私有奴隸の數は、この時代においては、いつでも二〇萬をこえなかつた。すなわち、三百人の自由民にたいして一人の私有奴隸があつたのである。かかる割合でもつて、前三世紀―一世紀における中國の生産様式を奴隸制として特色づけることは困難であるといえよう。大部分の私的奴隸が家内奴隸(僮)であつたということを考慮にいれる場合、とくにそうである。

西漢時代においては、奴隸は社會的生產にはあまり多くはもちいられなかつた。國有奴隸は多く國家機關や宮廷や貴族および高官の下僕であつた。かなりの數の奴隸が天子の園囿を世話し、あるいは能力に應じて男女の音楽家や俳優や踊子として貴族たちをたのしませた。多くの婢は妾になつた。貢禹が指摘しているように「諸侯」はしばしば數百人の奴隸の妾をもつていた。一方金持ち(貴族階級に屬していない)は數百人の歌姫をもつていた。奴隸勞働は農業にそうたくさんは使用されていなかつた。若干の中國の著作家は、いくつかの資料のなかに、商人たちの土地や奴隸の没収と、土地および奴隸の所有を制限する法令についてのべられているという事實にもつて、奴隸勞働が農業に使用されていたと結論づけている。

原典でこの二つの言葉がむすびつけられて使用されているということは、決して土地が奴隷によつて耕作されたことをしめすものとして説明されえない。この例證をあげよう。前二世紀の政治家霍光は土地とその田地を耕作している二萬戸の隸屬農民をあたえられていた。さらにかれは娛樂と家内労働用として百七十人の奴婢をもつていた。このことは若干の著作者をして、もしかれの土地および奴隷が没収されたならば、かれの土地は奴隷によつて耕作されていたと結論さすにちがいない。

奴隷は職人としてもまた重要な役割を演じていなかった。もつとも發達していた家内工業(織物)は、通常農業と關係づけられており、その仕事に従事していた婦人は農民の妻たちであつて奴隷の妻ではなかつた。官營の手工業は奴隷以外に隸民のいろいろの集團が参加していたので、もつばら奴隷労働だけに基礎をおいていたのでもなかつた。たとえば、昭帝(前八六―七三)の治下に「卒(奴僕)」「徒(重労働の刑を宣告された罪人たちで、その中のある者は奴隷にされた)」「工匠(官營手工業の種々の部門に登録された職人)等は強制労働にでている期間官の仕事場へ配置された。かれらは法的には自由であつたが、國家に従屬していた。⁴⁰⁾

西漢時代には奴隷の法的地位はいちじろしく變化して、本質的には封建的な農奴の身分とならなかつた。武帝の時代に董仲舒は天子に上つた奏言の中で「奴隷を勝手に殺す權利を廢止すること」を提言した。この提言は納れられたようである。郭沫若教授は武帝以後「侯」さえもその私的奴隷を勝手に殺す權利はなかつたということ、そして、かかる殺人は、かれらの身分や土地、時には生命さえもうしなうという處罰をうけたことをしめすいくつかの證

據をあげている。翦伯贊教授は西漢時代に「侯」のような者でも、たんに奴隷を殺すということのためのみでなく、かつて負債のために奴隷に賣られた者をふたたび奴隷にしたために、その身分をうしなうこともあつたという證據をあげている。⁴³⁾

あたらしい社會體制——すなわち封建制——の勝利後、奴隷制の殘滓が社會のさらに一層の發展をさまたげた。これと關連して、前三世紀はじめから奴隷を完全に、あるいは部分的に自由な状態におくべきであるという問題が支配者の間におこつた。前二〇二年には飢饉のために身を賣つた奴隷たちの解放についての法令が發せられた。前一六〇年には國有奴隷の解放が布告され、かれらは自由民「庶人」の中にくめられた。前一〇四年には王朝にたいする叛亂の指導者たちがその妻子と同様に奴隷から解放された。⁴⁴⁾

奴隷のこの部分的な解放のほかにも、さらに奴隷を制限するころもが、前一世紀にくりかえしなされた。かくて貢禹は一萬人以上の國有奴隷を自由にすることを提言した。⁴⁵⁾ 前六年には奴隷所有制限令が發せられた。すなわち「王」と「侯」は二百人以上の奴隷をもつことをゆるされなかつた。一方他の貴族たち(列侯)は奴隷をただ百人だけしかもつて、領地として土地をあたえられなかつた貴族たちは官吏や平民と同様三十人以上の奴隷をもつ資格がなかつた。同時に五十歳以上の國有奴隷は自由にされた。⁴⁶⁾

王莽はさらにすすんで、九年に奴隷に「私的從屬者」(私屬)の名稱をあたえて、賣買を禁ずる法令を發した。⁴⁷⁾ このことは完全に奴隷制をなくし、奴隷労働を封建的な農奴の労働によつておきかえるころみであつたようにおもわれる。この計畫はいくつかの理由で不成功であつたけれども、それは社會的な諸關係のなかにおこつてい

る若干の根本的な變化をしめすものであつた。
 以上のべてきた事實は、われわれをつぎのような結論にみちびくすなわち、西漢時代およびそれにつづく多くの世紀の間、封建制度はその初期の形態において、すでに支配的な社會體制であつた。そして奴隸制はたんに封建制と共存している體制として維持されたにすぎなかつたということである。

註

- (1) 司馬遷 史記卷一八。
- (2) 上掲書。および西漢會要卷三四。
- (3) 漢書卷六。
- (4) 西漢會要卷六四。
- (5) 漢書卷一下。西漢會要三四。
- (6) 司馬遷 史記卷一二九。漢書卷九一、西漢會要卷三四。
- (7) 西漢會要卷三四。
- (8) 漢書卷一下。
- (9) 上掲書卷二九。西漢會要卷五一。
- (10) 漢書卷一上。西漢會要卷五一。
- (11) 漢書卷二。
- (12) 漢書卷八、卷十。西漢會要卷五一。
- (13) 上掲書卷七。西漢會要卷五一。
- (14) 西漢會要卷四七。
- (15) 漢書卷二。西漢會要卷四七。
- (16) 漢書卷六。
- (17) 司馬遷、史記卷二九。
- (18) 漢書卷二九。西漢會要卷四七。
- (19) マルクス・エンゲルス著作集一六卷の上。
- (20) 漢書卷二四上。
- (21) 漢書卷三九。

- (22) 上掲書卷八一。
- (23) 上掲書卷二四上。西漢會要卷五〇。
- (24) 上掲書。
- (25) 漢書卷九〇。
- (26) 漢書卷九〇。
- (27) 漢書卷九〇。
- (28) 顔師固の註は「田をわける」(分田)という表現で説明している。すなわち、つぎの通りである。「田をわけるとは、自分の田地をもたない貧しい者が富者の田を占有して耕作し、作物をかれ(富裕な土地所有者)に支拂うことである。」漢書卷二四上。
- (29) 上掲書卷九九下。卷二四上。
- (30) 司馬遷 史記卷一一二、卷三〇。
- (31) 漢書卷七二。
- (32) 翦伯贊「關於兩漢的官私奴婢問題」歴史研究一九五四年第四期。
- (33) 西漢會要卷四六。翦伯贊著作集。
- (34) 漢書卷七二。翦伯贊上掲書。
- (35) 漢書卷七二。
- (36) 翦伯贊著作集。
- (37) 漢書卷七二。
- (38) 歴史研究一九五五年第一期、二一～二二頁。一九五六年第九期四五頁。
- (39) 漢書卷六八。
- (40) 歴史研究一九五四年第五期七一頁。
- (41) 漢書卷二四上。
- (42) 郭沫若 奴隸制時代五二～五三頁。漢書卷九九上。
- (43) 歴史研究一九五四年第四期二三～二四頁。漢書卷一七。
- (44) 漢書卷一下、卷四、卷六。西漢會要卷四九。
- (45) 漢書卷七二。西漢會要卷四九。
- (46) 漢書卷一一。西漢會要卷四九。
- (47) 漢書卷二四上。